

第4章 生産性向上をしたい

生産性向上について

1 生産性改革に関する情報発信や関連部署・支援機関等との橋渡し

生産年齢人口が減少し働き手不足が深刻化する中、本市においても労働生産性の向上や柔軟な新しい働き方の実現が重要な課題となっています。

この状況を踏まえ、市の産業経済局生産性改革推進課に「生産性改革の窓口」を開設しています。

IT、IoT、AIを活用したサービス、ロボット等の設備導入に関する支援や、柔軟な働き方の先進事例の紹介など、生産性改革に関する情報を総合的に発信するとともに、市の関連部署や地域の支援機関等と連携しながら、広く事業者様の相談を受付けています。

2 次世代ワークデザインの取組

近年、副業・兼業やテレワークなど柔軟な就労形態の増加や、クラウドサービスなど柔軟な働き方を支えるIT技術の発達などにより「働き方」をめぐる環境の変化が加速しています。

先端の動向を捉え、企業の人材戦略や個人のキャリアデザインの可能性を広げることを目的に、地域産業界と一緒に「働く人、雇用する側、地域社会の全てが“仕事”“働く”を柔軟な発想で設計する」次世代ワークデザインの取組を進めています。

2018年度は、「雇用する側からみた副業・兼業」をテーマに、トークセッションの開催や地元企業との座談会、テーマに関心のある企業や個人グループとの「対話会」などを実施しました。

(対話会のご案内) 現在、柔軟な働き方として注目を集めている「副業・兼業」の導入の効果や、必要な環境整備についての意見交換を行う「対話会」(制度等の概要説明と意見交換)については、2019年度も引き続き、企業や個人グループの皆様を展開していきますので、産業政策課までお問い合わせください。

「北九州市次世代ワークデザイン」に関する総合的な取組については、市HP <http://city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901163.html>



北九州市次世代ワークデザイントークの開催の様子

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 生産性改革推進課 TEL 093-582-2973 FAX 093-582-1202

中小企業生産性革命推進事業（中小企業庁）

1 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

(1) 事業概要

本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

(2) 公募期間

- 公募開始：2019年2月18日（月）
- 第一次締切：2019年2月23日（土）〔消印有効〕※終了
- 第二次締切：2019年5月8日（水）〔消印有効〕

(3) 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

(4) 事業詳細

一般型 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

補助額：100万円～1,000万円、補助率：1/2以内（補助率2/3になる要件があります※¹, ※²）

小規模型 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

補助額：100万円～500万円、補助率：1/2以内（補助率2/3になる要件があります※¹, ※², ※³）

※¹ 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、2019年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区長村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は、新規の設備等導入を伴う計画であること）の補助率は2/3以内。

※² 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。

※³ 小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率は2/3以内。

● 1・2共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合、補助上限額30万円アップ

【問い合わせ先】

福岡県中小企業団体中央会 TEL 092-622-8780

第4章 生産性向上をしたい

2 小規模事業者持続化補助金

(1) 事業概要

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を地方公共団体が支援する場合に、国がその取組を補助します。

(2) 補助額

補助上限 50 万円、補助率 2/3

(対象経費)

- ・経営計画を作成する小規模事業者の新たな取組に要する経費を補助
- ・商工会等の助言を受けて行うチラシ・DM等の販売促進ツール費を補助
- ・クラウドファンディングで資金を調達しようとする小規模事業者を支援 など

(3) スケジュール

未定

※上記内容は、2019年4月1日時点の内容です。

小規模事業者持続化補助金の最新情報については、日本商工会議所ホームページをご覧ください。

<http://www.jizokukahojokin.info/>

【問い合わせ先】

北九州商工会議所 TEL 093-541-0181

全国商工会連合会 TEL 03-6268-0088

日本商工会議所 TEL 03-3283-7823

3 IT 導入補助金

(1) 事業概要

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合った IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

(2) 補助額

40 万～450 万円（補助率：1/2）

(3) スケジュール

5 月予定

※上記内容は、2019年4月1日時点の内容です。

IT 導入補助金の最新情報については、経済産業省HPをご覧ください

<http://www.meti.go.jp/>

【問い合わせ先】

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター TEL 0570-666-131

北九州市の固定資産税ゼロ特例事業について

国では、中小企業の生産性向上に向け、3年間（2018年～2020年度）を「生産性革命・集中投資期間」と位置付け、「生産性向上特別措置法」に関連して、臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例が創設されました。

本市では、この特例を活用して、一定の要件を満たす場合に、中小企業の新規取得設備投資の固定資産税を3年間ゼロにします。

この制度を利用いただくためには、「先端設備等導入計画」の作成が必要です。

1 「先端設備等導入計画」について

(1) 計画の概要

中小企業等は、①計画期間内（3～5年）に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、それを本市が認定。

(2) 計画の認定を受けられる者

中小企業等経営強化法上の中小企業等が対象。但し、**固定資産税のゼロ特例を利用できるのは、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）。**

(3) 対象設備

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額 / 販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上 / 10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上 / 5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上 / 6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上 / 14年以内）

(4) 計画の認定を受けた場合の効果

- ①認定を受けた先端設備等の固定資産税が3年間ゼロへ
- ②国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）における補助率アップ（補助率：1 / 2 ⇒ 2 / 3）
- ③国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）における優先採択（加点）

2 計画の受付・認定を行う相談窓口

(1) 相談窓口

北九州市産業経済局中小企業振興課
（北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階）

(2) 申請の流れ、計画の申請に必要な書類

北九州市中小企業振興課ホームページをご覧ください

※すでに先端設備等導入計画の認定を受けた企業様で、設備を追加するなどの計画変更が生じた場合は計画の『変更申請』が必要となります。

北九州市 固定資産税ゼロ特例事業

検索



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第4章 生産性向上をしたい

ロボット等の導入支援について

1 産業用ロボット導入支援センター

2013年10月に開設した産業用ロボット導入支援センター（P122をご参照ください）では、生産性向上に意欲的な地元企業へのロボット導入を総合的にサポートしております。

〈相談窓口〉

対象者	市内に事業所を有する企業 *上記に該当する場合であれば、生産性向上の意欲がある企業は業種に関わらずサポートいたします。
対応する 専門家	産業用ロボット導入の専門家 生産現場改善の専門家
相談内容	生産現場へのロボット導入のノウハウを基に、ロボット導入の支援を行います。 ①生産性向上に関する相談 （生産ラインの自動化や効率化を図るための方策や費用対効果など） ②ロボット導入に関する相談 （導入するための方策や費用対効果など） ③ご要望があれば、専門家が生産現場を見学し、企業の方と一緒に、課題点の洗い出しや改善のためのご提案を行います。 *生産性向上の手段として自動化や効率化を検討される場合は、ロボット導入の有無に関わらず、ご相談ください。
日 時	専門家と相談のうえ調整
料 金	無料（支援の内容によっては経費の負担をお願いすることがあります）
申込方法	電話による予約 TEL 093-695-3676

【問い合わせ先】

産業用ロボット導入支援センター

((公財)北九州産業学術推進機構 (FAIS) ロボット技術センター内)

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北1-103 技術開発交流センター1階

TEL 093-695-3676 FAX 093-695-3525

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

2 補助金

北九州市産業用ロボット導入支援補助金

生産性向上を図るため産業用ロボットを導入する際に経費の一部を補助します。

申請対象者	<p>次の要件を全て満たす方が対象となります。</p> <p>①中小企業者又は中小企業団体であること ※中小企業者のうち、大企業からの出資金が50%を超える企業については、対象になりません。</p> <p>②北九州市内に事業所を有していること</p> <p>③専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成したもの</p> <p>④市税を滞納していないこと</p> <p>⑤暴力団でない者、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</p>
補助対象事業	<p>北九州市内において、産業用ロボットを導入又は更新することにより生産性の向上を図る事業を補助対象とします。</p> <p>〈生産性向上の基準〉</p> <p>「生産性の向上を図る事業」とは、産業用ロボットの導入・更新と併せて、製品の生産に係る様々な経費を削減する取組を言い、次の区分に該当するものとしします。</p> <p>①特定の商品や工程に係る生産コストの大幅な削減（2年後に20%以上のコスト削減）</p> <p>②その他、上記①と同等程度と認められるもの</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 産業用ロボット導入及び更新経費（搬入、据付経費含む） 導入に伴う付帯経費（ロボット活用に必要な技術指導の受入に要する経費等）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額 500万円/件 補助率 1/2以内
申込方法	<p>下記の問い合わせ先にご連絡ください。</p>

※地方大学・地域産業創生交付金の取組

北九州市は、国（内閣府）が新設した地方大学・地域産業創生交付金事業にロボット分野で採択を受け、産業用ロボットの最先端の研究開発と中小企業のロボット導入のモデル都市を目指した取り組みをスタートしています。

2019年度は、産業用ロボット導入支援補助金に加えて、導入を検証する費用（費用対効果の算出や業務分析）の一部を補助する事業や、ロボット等の未活用領域への実証事業等の実施を検討しています。詳細は、後日ホームページ等に掲載する予定です。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室 TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

第4章 生産性向上をしたい

3 スクール・専門家派遣

ロボット・IoT等を活用した生産性向上支援事業

ロボット・IoT等といった新技術の導入が話題となっていますが、「新技術の導入が生産性の向上につながるイメージが湧かないし、どのように導入したらよいか分からない。」「生産性向上に投資意欲はあるものの、相談できる企業をそもそも知らない。」「相談できる企業があったとしても、そのような交渉ができる人材が社内にはいない。」といった声を多く聞きます。そこで、これらの課題に対応する支援事業を実施します。ぜひご活用ください。

事業名・内容	日程
指導者育成（スクール）事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット・IoT等といった新技術を導入できる人材を育成するための企業向けのスクールを開講します。 ・また、受講終了者のうち、希望される方は、課題を抱える中小企業の相談等に応じる現場派遣事業に参加することも可能です。 ・カリキュラムは【基礎編・IoT編・ロボット編】で構成され、充実した内容です（選択取得も可能）。 ・専門家や第一人者など魅力的な講師陣が揃っています。 ・受講対象者としては、中小企業の経営者、管理者、現場リーダー、製造業等のOB人材、学生等。 	（募集期間） 6月～7月（予定） （実施期間） 8月～12月（予定） ※詳しくは、メルマガ・HP等で紹介します。
専門家派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット・IoT等といった新技術の導入実績を持つ専門家を派遣します。適切な設備投資をバックアップいたします。 	（実施期間） ・2019年4月～2020年3月（予定）

詳しくは下記にお問い合わせください。

（公財）北九州産業学術推進機構 産学連携統括センター TEL 093-695-3006 FAX 093-695-3018

※地方大学・地域産業創生交付金の取組

地方大学・地域産業創生交付金事業の一環として、中小ものづくり企業の経営層が、物流・製造・販売工程のデジタル化による経営革新について学べる人材育成講座の開催を検討しています。詳細は、後日ホームページ等に掲載する予定です。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 産業イノベーション推進室
TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

働き方改革

1 働き方改革 概要

- ① **時間外労働の上限規制が導入されます**
 (施行 中小企業：2020年4月～、大企業：2019年4月～)
 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- ② **年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です**
 (施行 2019年4月～)
 使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者（管理監督者や有期雇用労働者も含む）に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。
- ③ **正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます**
 (施行 2020年4月～) ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日
 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。以下の(ア)～(ウ)を統一的に整備します。
 (ア) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
 (イ) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
 (ウ) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

※働き方改革の制度に関する質問は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号	相談内容
北九州東労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-561-0881	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
北九州西労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-285-3799	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
福岡労働局 雇用環境・均等部指導課	092-411-4894	パートタイム労働者、有期雇用労働者関係の相談に応じます。
福岡労働局 職業安定部需給調整事業課	092-434-9711	派遣労働者関係の相談に応じます。

「働き方」に関する改正法の詳細は厚生労働省 HP 『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



第4章 生産性向上をしたい

2 働き方改革に関する相談窓口について

就業規則の改正などの具体的な相談は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号・住所	相談内容
(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	093-873-1430 (北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンター ビル1階)	創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中小企業の方々の取り組みを支援するための相談窓口、専門家派遣事業等、経営・商売に役立つ総合的な支援制度をご用意しております。
福岡県よろず支援拠点 北九州よろず経営相談窓口	092-622-7809 (北九州市小倉北区古船場 1番35号 商工貿易会館5 階信用保証協会北九州支 所)	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
北九州商工会議所 [中小企業振興課]	093-541-0188 (北九州市小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館1階)	<ul style="list-style-type: none"> ●経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々なご相談に応じます。 ●窓口相談、巡回相談、メール相談、アドバイザー派遣を行っています。
福岡働き方改革推進支援センター	0800-888-1699 (福岡市中央区天神1-10- 13 天神 MMTビル7階)	<ul style="list-style-type: none"> ●労働時間管理のノウハウや賃金制度等見直しなど労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ●様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。
ハローワーク	【ハローワーク小倉】 093-941-8609 (北九州市小倉北区萩崎町 1-11) 【ハローワーク八幡】 093-622-5566 (北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10)	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

働きやすい環境づくりの取組みに対する支援

1 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰

子育て支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍の推進に取り組んでいる企業・団体・個人を表彰する制度です。

表彰を受けた企業や団体等の取組み内容を、市政だよりやホームページ、リーフレット等で広く市内企業や市民の皆さまに紹介します。また、社会的責任・社会貢献を果たしている企業として、市の「入札参加資格審査（建設工事・物品等供給契約）、建設工事総合評価落札方式」などにおいて配慮されます。

2 講師派遣、各種講座・セミナー

女性活躍、ワーク・ライフ・バランス等に取り組もうとする市内企業を対象に、講師等を派遣します。

また、企業のニーズに合わせて、階層別に対象を分けた講座やセミナーを実施します。

支援制度	概要
講師派遣	北九州市ワーク・ライフ・バランス出前セミナー 企業・事業所の業種や規模、ニーズに応じた内容で講師を直接派遣します。 <内容例> ○仕事と子育て、介護等の両立支援 ○イクボス養成 ○タイムマネジメント、時間外削減 ○女性の活躍推進、キャリア支援など <費用> 無料（先着20社まで）
	北九州市ワーク・ライフ・バランス・女性活躍推進アドバイザー派遣事業 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた取組みの充実を図ろうとする事業者に対し、助言や情報提供等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。 <内容例> ○企業の就業規則や各種制度設計 ○子育て・介護と両立して働ける職場づくり ○女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定 など <費用> 従業員300人以下事業所は無料
	女性活躍推進取組支援コンサル派遣事業 コンサルティング等を通じて女性活躍に組織的に取り組むための支援を行います。 <対象> 総務・人事等組織内で女性活躍を推進する担当者 <費用> 無料
講座・セミナー	イクボス養成講座 イクボス【部下や社会、そして組織を育（イク）てる上司（ボス）】を推進し、多様な人材を活かす成長戦略・チームマネジメントに理解を深めます。 <対象> 経営者・管理職、人事担当者 <費用> 無料
	女性管理職セミナー 組織の意思決定に関わるためのスキルトレーニングやリーダーシップ養成等を行うとともに、ネットワーク構築の支援を行います。 <対象> 女性管理職 <費用> 無料
	働く女性のためのステップアップ講座 自分らしさを生かしたスキルアップ、ネットワークづくりなど楽しく働き続けるための支援を行います。【男女共同参画センター・ムーブ事業】 <対象> スキルアップを考える女性 <費用> 有料
	介護男子 介護保険制度、介護実技、体験談等、介護に関する基礎知識を学びながらケアメン（介護できる男性）を目指します。【男女共同参画センター・ムーブ事業】 <対象> 介護に関心がある男性 <費用> 無料

【問い合わせ先】

北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室

TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス」

